

「（仮称）八尾市男女共同参画推進条例（案）」に対する市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施結果と市の考え方について

「（仮称）八尾市男女共同参画推進条例（案）」を検討するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ内容の趣旨の意見については、まとめて回答します。

(1) 意見募集期間 平成21年9月28日（月）～平成21年10月13日（火）

(2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	16	74
電子メール	7	42
FAX	9	26
郵便	7	14
合計	39	156

(3) 意見の概要と市の考え方

提出された意見を整理し、類似する意見は一括して概要を示すとともに、市の考え方を示しています。

	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方
1	前文	・男女平等の実現を「男女平等社会の実現」に変える。	男女平等社会と「社会」を挿入することによって意味合いが狭められるため、原文どおりとします。
2		・固定的な性差観を「固定的な社会的、文化的な性差観」に変える。	「社会的、文化的」を挿入することにより意味合いが狭められるため、原文どおりとします。「固定的な性差観」には社会的・文化的・経済的・精神的など、多くの意味が含まれています。

3	前文	女性差別撤廃条約の前に、「女性の権利保障や地位向上なしに社会の発展、ひいては世界全体の平和や繁栄はないとの認識が高まり、・・・」を挿入する。	女子差別撤廃条約の重要性と与えた影響力の大きさは十分認識していますが、前文としての全体的なバランスから、原文どおりとします。
4		豊かで活力があり・・・の部分をおおりのとおり修正する。 ⇒ 歴史的に作られた男女差別が現存することを自覚し、固定観念に基づいた性別役割分担意識をなくすため、またすべての人格が対等に尊重されるようにするため、市が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し実施する責務があることを認識して、この条例を制定します。	この部分は、なぜ本条例を八尾市で制定するのかについて言及している部分です。本市ではこれまで基本計画を策定して男女共同参画を進めてきましたが、市・市民・事業者の三者による協働で推進していく、という観点から今回条例の制定を検討しており、原文どおりとします。
5		男女の特性という名のもとに、結果的に性別役割となることが多いため、「男女が互いの特性を尊重しながら」は削除した方が良いでしょう。	ご意見を踏まえ削除します。
6		八尾原案では、男と女の関係が強調され「平和、開発、平等」という撤廃条約の目標が生かされていません。 女を苦しめているのは、男ではなくて、この国のしくみあるいは市のしくみであり、国や自治体や大企業に責任があります。 平和について大切ですが、記述ありません。	男女共同参画社会を形成していくために、無くしていかなければならない性差別は国や公的機関で生じている性差別だけでなく、個人間や地域・企業・団体等社会的な私人間で生じる性差別も対象としています。 また、習慣や慣行・慣わしなど身近な日常生活に潜む性差別も範疇に入れており、実態として平等が実現されることを目指していますので、市・市民・事業者の協働が必要と考えます。 なお、男女共同参画社会基本法においては第8条、9条、10条に国・地方公共団体・国民（事業者を含む。）各々の責務が規定されています。 「平和」については、国際婦人年の目標を前文に挿入します。
7		国際婦人年や・・・の前に「平等、開発、平和の目標を大切に」を入れる	ご意見を踏まえ文言整理を行いません。
8		日本国憲法、差別の撤廃に関する条約等、明記され評価できます。	
9		「しかしながら」の次に挿入して下さい。 ⇒日本国憲法の理念たる基本的人権がまだ保障されておらず。（あるいは）日本国憲法の理念が実現されておらず。	この段落は、憲法や女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法があるにも関わらず、男女共同参画推進条例を制定する必要性を述べている部分です。 憲法の実現化の重要性は承知しますが、性別による固定的な差別が残っていること、DV等の新たな阻害要因が生じていることを述べている部分で、「今、何故、条例が必要か」を述べている部分ですので、原文どおりとします。
10		「八尾市は多彩な～多くの女性が働いていますが」を削除する。 なぜなら、農業、中小零細企業等で働く女性は、とりわけ社会的にも経済的にも、その地位の遅れや待遇の確保がされていないから。	ご意見を踏まえこの部分は、次のように修正します。 「・・・ものづくりのまちに代表される中小企業をはじめ、商業や農業等において多くの女性が従事していますが・・・」と、修正します。

11	前文	19行目 「……地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと様々な分野に反映され」を、第5条で使われている「職場、学校、地域、家庭その他あらゆる分野」に変えた方がよい。	より具体的にイメージしやすいよう、原文どおりとします。
12		20行目 「責任も喜びも苦労も成果も共に分かち合う」を削除する。	「喜び」「苦労」は情緒的な表現との解釈も考えられるため、ご意見を踏まえ削除します。
13	第1条(目的)	市は責務、市民及び事業者は役割、と分ける必要はない。両方とも同じ責任と義務があるため、役割と責務に分けなくて良い。両方とも「責務」でよい。	市は率先して責任を果たす義務がありますので、市は責務とし、市民・事業者については、理解・認識を深めていただき、男女共同参画の実現に向けて協力・協働していただくという意味合いから「役割」としています。
14		「男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。」を「男女共同参画社会の形成を実現することを目的とする。」に変える。	国の男女共同参画社会基本法では「男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。」と規定されています。本条例はこれを後押しし、地方公共団体として一翼を担うという意味合いから、「男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。」と表現しています。
15	第2条(定義)	女性の未婚、既婚の差等の問題で均等に職場内の人事等をなくしてほしい。	男女が、個人として尊重され、婚姻の有無によって差別されることのない社会をめざして男女共同参画推進条例の制定に取り組んでいます。
16		「(1) 男女が、社会の <u>対等な</u> 構成員として」の「対等」を「平等」に変える。	「対等」と「平等」は類語ですが、日本語として「平等な構成員」よりも「対等な構成員」の方が良く使われると考えます。基本法第2条(定義)では「対等な構成員」と使われているため、原文どおりとします。
17		積極的改善措置を積極的格差是正措置に変える。	積極的改善措置も積極的格差是正措置も、参画の機会に格差がある場合、その格差是正のために、暫定的にとられる特別措置を意味しますが、本市では積極的改善措置という表現を使うこととします。
18		「男女のいずれか一方に対し」を「不利な状況にある性に対し」と変える。	この条文では、「男女いずれか一方に対し」の前に「男女間の格差を是正するため・・」としており、男女の間に一方が不利な状況にあることが既に想定されています。従って、「不利な状況にある性に対し」と表現するとかえって前後の脈絡に整合を欠くため、原文どおりとします。
19		「当該機会」を「格差是正の機会」と変える。	この条文では、冒頭に「前号に規定する機会」として前号を受けており、ここで「格差是正の機会」と表現を変えると分かりづらくなるため、原文どおり「当該機会」とします。
20		「性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること」を削除する。相手がどのように対応したかが問題ではないから。	セクシュアル・ハラスメントは、①相手の意に反した性的な言動によりその者に苦痛若しくは不快感を与えること。さらに②その言動を受けた者の態度や対応(出方)により、その者に不利益を与えること。の二つの意味を含みます。従って原文どおりとします。

21	第2条（定義）	セクシュアル・ハラスメントには、スクール・セクシュアル・ハラスメントも含まれる定義にするべき。	「職場その他の社会的関係において、・・・」の「その他の社会的関係」に、学校における教師と生徒のような関係も含まれますので原文どおりとします。
22		「又は配偶者であった男女」を恋愛関係も含むよう「配偶者等親しい関係の男女」と変える。	ご意見を踏まえ、恋人間のDVも含まれるよう、「配偶者若しくは配偶者であった者である男女間又はこれに準ずる親しい関係にある男女間において、・・・」と修正します。
23		「有害な影響を及ぼす言動」に「又は経済的暴力」を付加する。	「有害な影響を及ぼす言動」には、経済的暴力・精神的暴力・性的暴力、さらには子どもを巻き込む暴力等も含まれますので、原文どおりとします。
24		市民は、市内に在住・在勤するすべての人でいいのではないか。	市民とは、市内に在住、在勤、在学のいずれかをしている人を指すと規定します。
25		市に住んでいることが重要ではないから、市内に在住する者、又は在勤及び在学する者をいう、とする。	
26	第3条（基本理念）	3行目「・・・配慮されること。」は「制度及び環境の整備を図ること。」に変える。	第3条（基本理念）は、男女共同参画を推進していく場合の、基本的な考え方を規定したものです。具体的な施策を規定するものではありませんので原文どおりとします。
27		(2)(4)(5)の文末の「・・・配慮される」を、「社会サービスの提供をし、制度及び環境の整備をはかること。」に変える。	
28		(3)の「する機会が確保されること」を「できるよう積極的格差是正措置等の必要な措置を講ずること。」と変える。	
29		(1)には、「男女」が5回も出てくる。整理するべきだ。	ご意見を踏まえ、以下のとおり整理します。 (1) 男女が個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
30		「男女間における暴力」の「男女間における」を削除する。 派遣法などの労働法制、間接差別する会社など、暴力は男女間に限らず、人権をおしつぶすから。	ここに取り上げる暴力は敢えて男女間の暴力を取り上げており、暴力一般を取り上げているのではないため、原文どおりとします。
31		(2)で、「できる限り」はいらない。	本条例は、市民の権利義務に直接的に影響を及ぼすものではなく、強い強制力や拘束力は持たないため、「できる限り影響を及ぼさないよう配慮されること」としています。
32		(2)を「性別による固定的な社会的役割分担等を反映した制度又は慣行を行ってはならない」に訂正する。	
33		(2)で、「できる限り影響を及ぼさないよう配慮されること」を「阻害のないよう努めること」に変える。	
34	(4)の「家族の一員として共に役割を担い」を「家庭的責任を果たし」に変える。	同じ意味ですので原文どおりとします。	

35	第3条 基本理念	(4)は、家庭を持つ男女だけでなく、母子家庭、父子家庭、さらに単身女性などはどのように理解されているのでしょうか。当然男女が平等であり、権利も保障されなければならないと思います。	本号は、家庭の重要性を認識したうえで、「家族を構成する男女」について、家族の一員として共に役割を担うことの大切さを規定したものです。
36		第3条全体を通して、多様な切り口からの男女共同参画推進に必要な項目が網羅されていて、素晴らしい。しかしながら、(4)(5)については、その内容の実現を「配慮されること」で締めくくるのでは、弱い感じがする。子育て・介護のような社会的な課題の解決や、妊娠出産など女性特有の肉体的あるいは精神的特徴は、女性にとって重要なだけでなく、男性および少子化である現代社会全体にとっても重要な問題である。男性および社会全体で踏み込んだ取り組み姿勢が不可欠で、条例としてもっと積極的な考え方を示してもよいのではないか。	第3条（基本理念）は、男女共同参画を推進していく場合の、基本的な考え方を規定したものです。具体的な施策を規定するものではありませんので原文どおりとします。
37		(5)母性保護の観点を入れてほしい。	(5)には、男女の身体的特徴に対する理解と配慮の必要性和、男女ともに生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されることの必要性に言及しています。ここには母性保護の観点だけでなく、エイズ・薬物依存・アルコール依存症・喫煙の問題等も含まれており、原文どおりとします。
38		基本理念(3)の次に、(4)として下記の事項を挿入してもらいたい。 (4) 男女が、就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。	第3条（基本理念）は、男女共同参画を推進していく場合の、基本的な考え方を規定したものです。具体的な施策を規定するものではありませんのでご指摘の事項は本条にはなじまず、原文どおりとします。 「就業の場における男女の均等な機会と待遇の実現」は、(1)の「性別による差別的な取扱いを受けないこと」、「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」に含まれます。
39		(5)は、「妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。」に変える。	男女にはそれぞれの身体的特徴があり、男女ともに生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されねばなりません。 (5)は、男女の身体に対する配慮について規定しており、原文どおりとします。
40		(5)は、「それぞれの身体的特徴についての理解を深め・・・」が唐突に感じられます。「男女がお互いに理解し合い、対等な関係の下、妊娠、出産などの性と生殖に関わる事項について、互いの意見を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮され、必要な支援が受けられること。」に変える。	原文と同趣旨の表現であるため、原文どおりとします。 又、「必要な支援を受けられること。」につまきしては、第3条（基本理念）は、男女共同参画を推進していく場合の基本理念を規定したもので、具体的な施策を規定するものではありませんのでご指摘の事項は本条にはなじまず、原文どおりとします。
41		(1)～(5)は、男と女の向かい合いの傾向になっています。市は、はっきりとこの条例推進のために、力を尽くしてほしいところです。この条例は、生命を守り育てる観点が欠けています。	第3条(1)～(5)は、男女共同参画を進めていく場合の基本的な理念（考え方）を示したものです。 本条例と基本計画に基づき男女共同参画の推進を図ります。
42		(6)は大きく評価できます。	

43	第3条 基本理念	(6)の「・・・関連していることから」の前に、「特に非核平和都市宣言 都市として戦争に自治体がまきこまれないなど」を入れる。	本条例は男女共同参画推進条例であることから、原文どおりとします。
44		(7)として以下を追加する。 職場における男女平等、正規労働者と非正規労働者の均等な待遇などを 確立し、男女が平等かつ主体的に参画するよう制度及び環境の整備を 図ること。	第3条（基本理念）は、男女共同参画を推進していく場合の基本的な考え方を規定した ものです。具体的な施策を規定するものではありませんので原文どおりとします。 なお、「職場における男女平等」は、(1)の「性別による差別的な取扱いを受けないこ と」、「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」に含まれます。
45	第4条 市の責務	支援に関することを入れる。	支援に関することは、 第11条（広報啓発等）に「相談体制及び支援策についての情報提供を行う」や、 第13条（活動への支援）、また、第15条（相談への対応）に入れています。
46		以下の下線の部分を追加して下さい。 「市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市 民などによる男女共同参画の取組を支援するために、総合的な拠点整備 及び充実に努めるものとする。」	「市民などによる男女共同参画の取組への支援」は第13条（活動への支援）に含ま れます。 また、「総合的な拠点整備」は、第4条第2項の「体制及び環境の整備その他必要な措 置を講ずる」に拠点整備に関すること含まれています。
47		文面から、市に対しては「・・・有する。」「・・・努めるものとする。」と 責任が伴わないような文末になっており、市民や事業者に対しては「・・・ ねばならない。」と義務付けしているように感じます。 市に対しても「義務付ける」ことが必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第4条（市の責務）は「努めなければならない。」と修正します。
48		「・・・措置を講ずるよう努めるものとする。」を「措置を講じなけれ ばならない。」と変える。	
49		第2項に、「施策の内容や、推進状況の公表を行う」を付け加えて下さい。	第10条（基本計画）の第5項に「市長は、基本計画の実施状況について、定期的 にその概要を公表するものとする。」と規定しており、今後は施策の内容や推進状況の公 表を行う予定です。
50		第2項に、「その推進のための体制及び環境の整備その他必要な財政上の 措置・・・」と「財政上の措置」を挿入する。	第2項の「体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずる」の「必要な措置」の中 に財政上の措置に関すること含まれています。
51		第2項に以下の事項を追加してください。 「男女共同参画スペースを八尾市男女共同参画センター（仮称）とし、 八尾市の男女共同参画の拠点となるよう充実強化する。」	第2項の「体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずる」の「必要な措置」の中 に拠点機能の整備に関すること含まれています。

52	第4条 市の責務	「家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に子の養育、家族介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。」と追加してほしい。	家庭生活と職業生活の両立支援については市民や事業者の理解と支援が不可欠です。本条例の第3条（基本理念）(4)や、第6条（事業者の役割）第2項でも両立支援について但しを付けていますが、今後、本条例に基づいて啓発を進めます。
53	第5条 (市民の役割)	第5条の（市民の役割）と第6条の（事業者の役割）では、いずれも男女共同参画の推進に努めなければならない、となっているが第4条の（市の責務）では、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする、となっており、市の責務は努力目標の表現になっており、市民と事業者は絶対的な努力を課せられている表現になっている。第7条で三者が協働して取り組むものとうたっている以上、同一の表現にすべきではないか。	ご意見を踏まえ修正します。 第4条（市の責務）は、「・・・責務を有する。」「・・・努めなければならない。」とし、第5条（市民の役割）と第6条（事業者の役割）は、「・・・努めるものとする。」とします。
54	第6条 (事業者の役割)	男女共同参画の推進、取組にあたっては、市(行政)や事業者の果たす役割が大きいのと思いますが、市は「責務」となっていて、事業者は「役割」となっています。事業者も当然「責務」を果たすことが求められます。	市は率先垂範を示し、責任を持って義務を果たさなければならないため「責務」と規定します。市民・事業者には理解・認識を深めていただき協力・協働して「男女共同参画の推進」に取り組んでいただくため、「役割」と規定しています。
55		第2項「事業者は、職場その他の活動の場における・・・」を「事業者は、職場その他の活動の場において・・・」に変えた方がわかりやすい。	同趣旨の表現ですので、原文どおりとします。
56	第7条 (協働)	市や事業者が果たす責務と、市民が果たす責務は大きく立場が違うのに、「協働して」果たすことができるものではないと思います。市や事業者は男女共同参画推進の条件整備に大きな責務があると思います。	男女共同参画社会を形成していくために、無くしていかなければならない性差別は国や公的機関で生じている性差別だけでなく、個人間や地域・企業・団体等社会的な私人間で生じる性差別も対象としています。 また、習慣や慣行・慣わしなど日常生活の隅々に潜む性差別もなくして、実態としての平等が実現されることを目指していますので、市・市民・事業者の三者による協働が必要であると考えます。 原文どおりとします。
57		第7条(協働) のすべてを削除する。	
58	第8条 (性別による差別的取扱いの禁止等)	「何人も」の後に、「職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野の活動において、直接的であるか、間接的であるかにかかわらず」を入れる。	「何人も、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。」の原文には、どこであっても、誰であっても、どのような形態であっても「行ってはならない。」という意味合いが含まれていますので、原文どおりとします。

59		第3項に、「ドメスティック・バイオレンス及びこれに <u>相関する児童虐待</u> を行ってはならない」と下線のように「児童虐待」を挿入してください。	ドメスティック・バイオレンスは子どもを巻き込む場合もあるため、ご意見を踏まえ、第2条のドメスティック・バイオレンスの定義の部分を以下のように修正します。 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等」と「等」を加え、ドメスティック・バイオレンスに起因する児童虐待も含めるものとします。
60		ドメスティック・バイオレンスについても書かれていますが、これは単に、夫婦間だけのものでしょうか。恋愛関係の場合は、DVにあたらないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、第2条（定義）を修正します。 第2条（定義）で、ドメスティック・バイオレンスの定義を「配偶者若しくは配偶者であった者である男女間又はこれに準ずる親しい関係にある男女間」と下線の部分を挿入し、恋愛関係にある男女間の暴力もドメスティック・バイオレンスに含めるものとします。
61	第10条 （基本計画）	基本計画には、踏み込んだ具体策やその政策を実現するための予算確保のことが盛り込まれなければ実効性を担保することができないのではないかと。	基本計画を実行するための財政的措置については、第4条（市の責務）に示す「・・・推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずる」の中に含まれます。
62	第12条 （教育及び学習の推進）	学校教育という言葉を入れていただきたい。現条文では大人対象の印象が強く、男女共同参画社会の確立にむけては、子どものころからの教育がとても重要になってくると思います。	第12条（教育及び学習の推進）に掲げる「教育」には、保育所等での保育や家庭教育、また、子ども会等の社会教育の場も想定しています。「学校教育」の重要性は承知しますが、教育を広くとらえるために「教育及び学習の推進」としました。 原文どおりとします。
63	第14条 （意見・提案等の申出）	第三者機関が必要だと思えます。オンブズパーソンのものを苦情処理機関として設置すべきです。その方が、この条例を生かすことができ、公平ではないでしょうか。	基本法第17条（苦情の処理等）では、①施策に対する苦情の処理、②性別による差別的取扱いや人権侵害についての相談の2つの事項について、必要な措置を講ずることとしています。 これを受けて、苦情処理のための第三者機関を設けている事例がありますが、本市では①と②は全く内容が異なることから分けて対応します。 ①については、苦情等は、施策をより充実するために申し出られるもので「苦情」ではなく意見・提案等と受け止め、本来的には市（所管課）が迅速・適切に対応すべきであると考えます。しかし、事案の内容により第三者意見の聴取が必要な場合は、男女共同参画審議会の意見を聴取することとしています。 ②につきましては、相談内容により（例：セクハラかDVか等）、国等の専門の関係機関との連携が必要であると考えます。 したがって、①と②を切り離して対応することとし、第14条（意見・提案等の申出）と第15条（相談への対応）の2条に分けて規定しています。
64	第15条 （相談への対応）	具体的な市としての相談機関が必要なのではないか。 主語が市長であるが、相談に対応する基盤がみえない。 相談から、権利擁護・権利救済に介入できる権限をもつ機関の設置が必要。	相談に対応する機関として、現在も男女共同参画スペースをはじめ市では相談に対応しています。 DVやセクハラへの相談等には警察や女性相談センター、労働局等の専門の関係機関との連携が必要ですので、「国等の関係機関と連携し・・・」としています。
65		（個人ではなく社会制度ですが）男女の賃金格差を始め性別を理由とする差別的な取り扱いは、事業者がしているのであって、この文面は非常に不自然に思います。	性別を理由とする差別的取扱いの禁止については、関係機関と連携し、さらに一層啓発を進めます。

66	第16条 男女共同参画審 議会	審議会として常に意見を言えることが必要だから、「市長の求めに応じて」を削除する。	審議会は行政機関に附属し、長の諮問に応じて特別の事項を調査、審議する合議制の機関で、審議会の意見は重いものですが、諮問に応じて実施されます。
67		「審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。」の後に、「男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。」を入れる。	ご意見を踏まえ修正します。
68		「委員は、学識経験者、公募に応じた者、 <u>市内の公共団体の代表者や事業者・・・</u> 」と下線の部分を挿入し、団体代表も構成員とする。	男女共同参画審議会の構成員には、学識経験者、公募市民と市長が適当と認める者とし、「市長が適当と認める者」の中に団体代表が含まれています。
69		委員の任期について、「再任を妨げない。」又は「再任されることができる。」を入れる。	委員の再任等、審議会の組織・運営に関する詳細な事項は規則で規定します。
70	その他	章ごとに分けた方が良い。	本条例は条の数が少ないため章立てをしていません。
71		文章が回りくどく非常に分かりにくい。	法令用語を使用するため、また、理念的な条例であるため表現が抽象的になり、分かりづらいかと思います。できるだけ分かりやすい表現とし、逐条解説を添付するなど工夫します。
72		各担当課、教育委員等に対等にメンバーが登用されることを望みます。施設ごとのトイレを女性・子ども連れが使いやすいものに。	市役所内において、あらゆる分野で男女共同参画の推進に努めるとともに、「親切な市役所づくり」に努めます。
73		「男女共同参画」ではなく、「男女平等参画」のほうがいい。	「男女平等」は、「男女間の差別禁止」「差別撤廃」という意味合いから使われていた表現ですが、国では 1987 年の「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」で「男女共同参加型社会の形成をめざす。」という言葉を使い、1991 年にこの計画の改定を行う際に「男女共同参画型社会」という言葉を使っています。以来「男女共同参画」という表現を組織名や法律の名称に用いています。「共同参画」には、事実上・実態上の対等参画をめざすという意味合いが含まれており、本市もこの表現を用いています。
74		職場などの実態調査をして、現場の実態を把握してから、条例作りをはじめたほうが良い。	平成 19 年度に市民意識調査を実施しました。
75		全体的に憲法の理念が生かされていないように思う。男女共同（平等）参画とは、男女差別のみをうんぬんとするのではなく、人間が人間らしく生きられる社会、憲法に保障されている権利を保障すること、この理念がすべての面で生かされない限り、この条例の持つ意味はうすいと思います。	男女共同参画推進条例は、憲法第 13 条「すべて国民は個人として尊重される。」や、第 14 条「法の下での平等」や、第 24 条「両性の合意による婚姻」など、憲法の精神をより具体的に実現することを目的に制定に向けて取り組んでいます。
76		性同一性障害者等先天的に身体上の性別が不明瞭な人にも当てはまるような条例にしていきたい。	本条例は男女共同参画（男性であっても女性であっても性別により差別されない）の推進を目的とする条例であり、先天的に身体上の性別が不明な人の人権についても、当然尊重されるべきと考えます。

77	その他	パブリック・コメントの期間が短く、告知方法をもっと工夫するべきである。(飛行機を飛ばすとか市民の認識を強めていくことが大切です。)	今後のパブリック・コメントを行う案件につきましては、告知方法や実施期間に十分に配慮して実施することとします。短期間の中でも積極的なご意見をありがとうございました。
78		男女共同参画という表現は、本来的には男女平等の意味で、その実現のため国及び市も全力をあげてほしいものです。 女性の権利保障や地位向上なしに、日本の発展、八尾の発展、ひいては世界全体の繁栄や平和はありません。ぜひ八尾市で、「平等・開発・平和」の差別撤廃条約の理念、日本国憲法の心を基礎にして、条例を作り、大切な生命を守り育てましょう。	日本国憲法、女子差別撤廃条約等の趣旨・精神を踏まえて男女共同参画推進条例の制定に向けて取り組んでいます。
79		モラル規定になってしまう可能性があるので、条例違反が出たら、調査・分析して公表、及び勧告、指導する独立した専門機関の設置が必要ではないか。	本条例は、男女共同参画を推進するに当たっての基本的な理念や、市・市民・事業者の責務や役割を規定するための条例です。条例の性格上、直接に市民生活に影響を及ぼす強い強制力や拘束力は持っておらず、市や市民等がやるべき行動指針を示し、協力・協働を働きかけるものです。
80		男女共同参画といえば働く女性に重きを置かれるようなイメージを持つ。男性の理解が極めて少ない今、専業主婦がすくおざなりにされているように思う。 職場においても、女性が働きながら子どもを安心して産み育てるとするのは、施設の整った大企業・役所等で働いている人達のように思う。事業所への積極的な働きかけが大事だと思う。	平成9年以降、我が国では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになりました。男女が働きながら家庭生活と職業生活の両立をすることができるよう、本条例に基づき男女共同参画の推進に努めます。
81		「農林水産業、商工業等の自営業の分野において従事する女性と男性の労働が適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。」を入れてほしい。	条例第3条（基本理念）の(1)、(3)にこのような考え方を含めています。
82		所得税法第56条の廃止を求める。家族（妻）の働き分を認めてほしい。	所得税法のあり方については、国の税制全体の中で議論されるものであると考えます。
83		日本の男女共同参画は残念ながらかなり劣っている。日本は「ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）」が、前年の数値よりさらに順位を下げた54位と、アジアではフィリピンやベトナムよりも低く、アジアでも最低クラスである。 女性が労働者の4割を占めている昨今、日本の企業・社会はもっと女性に投資すべきです。出産時の休暇はもちろん、少子化対策につながる育児休暇の保障などが必要です。日本も女性が政治や経済の分野で活躍できる場を法的に保証する時代に入っていることを自覚すべきです。	さらに男女共同参画の推進に努めます。
84		市が出資している法人への男女共同参画の推進も、条例の中で規定して欲しい。	出資法人については、本条例の「事業者」に該当し、第6条（事業者の役割）が適用されます。

85	その他	「調査研究の推進」の項目を入れていただきたい。	「調査研究の推進」は、第4条（市の責務）第2項の「その推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずる」の「必要な措置」に含まれています。
86		少子高齢化が問題になっている昨今、子育て中の母親が活躍できるような工夫が必要だと考えます。男女共同参画社会実現のため、子育て中の母親が社会参加できるよう、保育ルームなどの施設面での充実を図るといような条文をいれてほしいです。	本条例第4条（市の責務）で「市は男女共同参画の推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずる。」と規定しており、施設の整備等も「必要な措置を講ずる。」に含まれています。
87		男女共同参画社会の実現に向けて、八尾市みずからが率先して、職員の採用および、管理職の女性の割合を高めていくよう努力するなどの条文をいれてほしいです。	ご意見については、第4条（市の責務）「市は基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。」の中に含まれています。